

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.121

【事務局】北海道立消費生活センター <https://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

5年ぶりに消費者月間に「街頭啓発」を実施しました

北海道立消費生活センター

【実施概要】

令和6年度は、消費者月間に「街頭啓発」を実施しました。令和6年5月20日（月）10：30から16：00まで札幌駅前地下歩行空間北3条交差点広場(西)で行いました。テーマは「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」です。昨今、北海道における消費者被害及び特殊詐欺被害、デジタル分野での消費者被害が多発している状況であり、看過できないことから未然防止の取組みに対して、日頃から係わりのある関係団体と連携して悪質商法及び特殊詐欺被害に関する情報を広く道民に提供することによって、被害の未然防止と消費生活の向上を図ることを目的として実施しました。イベント会場では、北海道立消費生活センターが啓発パネルの展示、消費生活相談コーナーや振り込め詐欺被害防止電話コーナーを設置しました。北海道警察は詐欺防止啓発コーナーとサイバーセキュリティコーナーを設置し、子どもミニ制服着用体験を行いました。ステージでは、札幌消費者協会の劇団による寸劇や〇×クイズの実施、北海道の電話による特殊詐欺被害の体験会が行われました。他にVRで消費トラブルの仮想体験や見守りロボット「BOCCOemo」展示、スタンプラリーも実施され、多くの消費者に体験していただきました。また、歩行空間の通行者にも啓発グッズを配布しました。

- (1) 主催 北海道立消費生活センター、(一社)北海道消費者協会
- (2) 共催 札幌市消費者センター、(公社)札幌消費者協会
- (3) 協力 北海道警察・(生活経済課、生活安全企画課、サイバーセキュリティ対策本部)、北海道、北海道消費生活コンサルタントクラブ、パナソニックマーケティングジャパン（株）、シャープマーケティングジャパン(株)、(株)ダスキン、ユカイ工学(株)



【ご挨拶】



【劇団による寸劇】



【ほくとくん・しろくま】



【啓発グッズの配布】



【振り込め詐欺被害防止電話機】



【VRで仮想体験】



【見守りロボットの展示】



【スタンプラリーコーナー】



令和6年度くらしのセミナーが開催されました

北海道立消費生活センター

北海道立消費生活センター(以下、道立センター)では「令和6年度くらしのセミナー」を実施しています。参加無料で会場60名、オンライン100名の参加を呼び掛けています。

第1回は5月22日(水)13:00から15:00まで、道立センターくらしの教室に27名が来場し、オンライン参加を加えた計61名が参加しました。テーマは「急増するネットトラブルの実態～最近の消費生活相談事例より～」を道立センター主任相談員の前田麻子講師が、身近な詐欺の手口や通信販売の注意点、ネット広告等によるもうけ話にご用心など具体的な事例と法規則を交えてトラブルに遭わないための情報を受講者に説明しました。

くらしのセミナーは、毎月1回12月まで実施するので、ぜひご参加ください。

くらしのセミナーの年間スケジュール

北海道立消費生活センターHP >
各種ご案内 > くらしのセミナー >
日程および講座内容



<https://www.do-syouhi-c.jp/keihatsu/seminar.html>



【5月22日のくらしの教室】

SNSを介した投資・ロマンス詐欺が急増しています！（4/19）

北海道警察本部 生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係

令和6年3月末時点、道内におけるSNSを介した投資・ロマンス詐欺の被害額は約7億7,900万円となり、昨年1年間の7億2,800万円を既に上回る危機的状況となっています。SNSやウェブサイト上の著名人を装った偽の投資広告などからLINEなどのSNSチャットへと移行し、投資と称してお金を振り込ませるのが主な手口となります。著名人を装った投資広告に注意し、SNS等で見知らぬ者から投資と称してお金を振り込むよう指示されたときは、絶対お金を振り込まずに家族や警察相談専用ダイヤル#9110に相談してください！

【金融機関の皆様へ】

- ・通話しながらATMで操作する方に対する声かけと警察への通報をお願いします。
- ・高額の現金引き出しや振り込みのため来店した方への声かけと通報をお願いします。

【メールを受信した事業者等の方へ】

- ・この情報は、できる限り多くの道民の皆様にご伝達できますよう、傘下企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方に対して転送するなど広く情報提供をお願いします。

警察相談専用電話

#9110



クーリング・オフ

独立行政法人国民生活センター「注目情報」2022年6月1日

クーリング・オフってなに？

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

※2022年6月1日より、書面によるほか、電磁的記録でもクーリング・オフの通知を行うことが可能になりました。電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や事業者が自社のウェブサイトに出るクーリング・オフ専用フォーム等により通知を行う場合が挙げられます。FAXを用いたクーリング・オフも可能です。

特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間

8日	訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む
	電話勧誘販売	電話による勧誘行為で契約、資格商法
	特定継続的役務提供	エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス
	訪問購入	業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの
20日	連鎖販売取引	店舗での契約を含む、いわゆるマルチ商法(中途解約・返品ルールあり)
	業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法等

※上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

※クーリング・オフ期間は申込書面又は契約書面のいずれか早い方を受取った日から起算します。

※訪問購入の場合、クーリング・オフ期間内は、消費者（売主）は買取業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことができます。

※金融商品や宅地建物の契約等でもクーリング・オフができる取引があります。

通信販売

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

※返品の可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うことになります。特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、その場合、商品の返品費用は消費者が負担します。

クーリング・オフの手続き方法

- ・クーリング・オフは書面（はがき可）または電磁的記録で行います。
- ・クーリング・オフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報（契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等）やクーリング・オフの通知を発した日を記載します。
- ・クーリング・オフができる期間内に通知します。
- ・クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

クーリング・オフを「はがき」で行う場合

- ・送付する前に、はがきの両面をコピーしておきましょう。
- ・「特定記録郵便」または「簡易書留」など、発信の記録が残る方法で代表者あてに送付し、コピーや送付の記録と一緒に保管しておきましょう。

クーリング・オフを「電磁的記録」で行う場合

- ・まず契約書面を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照して通知しましょう。
- ・通知後は送信したメールや、ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等の画面のスクリーンショットで保存しておきましょう。

クーリング・オフ通知はがき(参考)

郵便はがき		契約解除(申込撤回)通知書	
郵便局へ 持参して ください	□□□□□□ (会社名)	申 込 日	平成 年 月 日
簡 易 書 留	代 表 者 様	書面受領日	平成 年 月 日
		商品・役務名	
		契 約 金 額	円
		販売会社名 (担当者名)	
		上記の契約を解除します。	
		つきましては、すでに支払っている金銭(金 円) を返金し、商品は早急にお引き取りください。 なお、今後一切の勧誘をお断りします。	
		申 し 出 日	平成 年 月 日
		(契約者)	
		住 所	
		氏 名	

クーリング・オフ手続きのチェックポイント

クーリング・オフ妨害があったときは？

- ・クーリング・オフができないと事業者が言ったり、脅したりしてクーリング・オフができなかった場合には、所定の期間を過ぎてもクーリング・オフができます。

お金は戻りましたか？

- ・支払ったお金は返してもらいましょう。受け取った商品は、販売会社へ引き取ってもらいましょう。
- ・訪問購入の場合は、引き渡した商品があれば返してもらい、受け取った売却金額は返しましょう。

関係書類は保管しましたか？

- ・送付の記録や関係書類は、少なくとも5年間保管してください。

最寄りの消費生活センターへ相談する

- ・クーリング・オフの通知は自分で行うことができます。クーリング・オフができる取引かどうか不明なときや、書き方や手続き方法が分からないときは、悩まず、すぐにお近くの消費生活センター等へ相談しましょう。

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン 188(いやや)

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。